



2019年12月28日

当社子会社に対する一部業務停止命令の行政処分について

株式会社山善（本社：大阪府大阪市／代表取締役社長：長尾雄次）の子会社である大垣機工株式会社（本社：岐阜県大垣市／代表取締役 社長執行役員：南村哲寛）において、車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）に係わる特定自主検査業務で労働安全衛生法の違反行為を行い、2019年12月27日に岐阜労働局から、当該検査業務について、2019年12月28日から2020年6月27日までの6カ月間の業務停止命令の行政処分を受けましたので、別紙の通りお知らせいたします。

お客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、「山善グループ企業行動憲章」に則り、法令順守と企業倫理の徹底に努めてまいりましたが、この度、違反行為が行われ行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、当社グループにおけるコンプライアンス教育の徹底を含め、子会社の管理監督体制の強化に取り組んでまいります。

(お問合せ先) 株式会社 山善 広報・IR室 担当 平田/本井
電話 06-6534-3095

2019年12月28日

各位

会 社 名 大垣機工株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員
南村 哲寛
所 在 地 岐阜県大垣市神田町一丁目 25 番地

特定自主検査に係わる業務停止の行政処分について

当社は、車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）に係わる特定自主検査業務で労働安全衛生法の違反行為を行い、2019年12月27日に岐阜労働局から、当該検査業務について、2019年12月28日から2020年6月27日までの6カ月間の業務停止命令の行政処分を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 違反行為の概要

2019年3月14日および同年7月5日と7月23日の3日間に実施した車両系建設機械に係わる特定自主検査6件において、検査資格が無い社員2名に検査を行なわせたこと。

2. 当社の対応

10月に岐阜労働局のご指摘を受け、当局の監査指導を受けておりました。当該社員が検査を実施した車両については、その後、有資格者にて再検査し、検査業務を終了しております。また、お客様への謝罪と当局への報告は済んでおります。

3. 再発防止について

特定自主検査業務に関するルールの周知と順守およびコンプライアンス教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(お問合せ先) 大垣機工株式会社 担当:高木
電話 0584-91-7343